



JAL不当解雇撤回ニュース

No554 号 2017.12.28
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

2017 年最後の本社・政府への要請

12月14日、今年最後のJAL本社前宣伝行動が行われました。210名がJAL本社に集結し、JAL経営に早期解決の決断を迫る声を届けました。また、11月30日には国交省、12月7日には厚労省への宣伝・要請行動が行われました。国交省は東部けんり総行動、厚労省は全労連・東京地評争議支援総行動によるものです。憲法違反、ILO条約違反のJALに対し日本政府が解決を促そうとしない姿勢を取り続けていることに、多くの仲間が抗議の声を上げました。



宣伝行動では、「不当労働行為の最高裁判決やILO勧告に加え、高利益を上げている経営状況や人員不足が深刻な現場の状況に照らして、解雇した人を職場に戻せない理由の一つもない」「解決の条件は全てそろった」「後は経営が決断するのみ」など、支援者からの訴えが続きました。

組合からは、年末の団交で、統一要求の具体的な内容について、これまで「難しい」と頑なだった会社が「持ち帰る」「社長に伝える」と、これまでと違う対応であったことが報告されました。

乗員原告の清田事務局長と客乗原告の飯田事務局長は、「年末の団体交渉での会社対応の変化を逃さないために、春闘を待たず、社長出席の



【写真】JALに抗議・要請をする全労連野村副議長と要請団
経営協議会を早急に開かせ、社長自ら解決の判断をするよう求めていくこと、そのためには、「原告と当該組合と支援者の一層の団結と、労使交渉の後押しとなる大きな取り組みが求められること」を訴えました。

憲法・ILO 条約違反を一労使関係の問題に矮小化するな！ ～国交省・厚労省は行政責任を果たせ～

82 名が集まった国交省前宣伝で、連帯のあいさつをしたネットワークユニオンの寺尾書記長は、「天災は避けられないかもしれないが、JAL の解雇は人災そのもの。今すぐ職場に戻して人災をなくせ」と述べました。

客乗原告の石賀さんは、「JAL は不当労働行為の最高裁判決で、『憲法違反』、『ILO 違反』、『労組法違反』の 3 冠王状態。不当解雇問題では監督官庁として JAL をしっかり指導してほしい」と訴えました。



**国交省前
11月30日**

宣伝行動と並行して、国交省への要請行動が行われました。東部けんり総行動実行委員会の恵良事務局長ら 4 名が要請に入りました。要請団からは、「解雇争議の早期解決に向け、JAL に対してどのような行政指導を行ったか、また、今後、どのような指導を行っていくか」を質問しました。国交省は「個別企業の労使関係への関与は適切でない」との返答に終始しました。

**厚労省前
12月7日**



【写真】厚労省前には 223 名が集結した



JMITU 通信産業本部の宇佐美さん

解雇回避が可能だったにも拘わらず、長年貢献してきた社員を、物を捨てるように解雇し家族の生活権まで破壊した。非人道的で傲慢な経営姿勢は許さない。社会的な包囲網を強め、不当解雇撤回を求めていく。労働条件を守ることは、利用者の安全を守る国の責任である。争議解決に向け JAL への指導を強く求めたい。

山口乗員団長からは

破綻と再建は国が指導した。解雇したのは管財人。労使問題にすり替えるのはとんでもない。今パイロット不足が深刻。乗務時間制限 960 時間まで伸ばしたのは、新たに機長 60 人副操縦士 60 人を採用した事と同じ。今、航空身体検査に 70 人が通らない状況で事業計画が大変。不当な解雇を許さないという気持ちで闘う。

同日、厚労省への要請が行われました。国民支援共闘の津恵事務局長は、JAL が解決交渉に踏み出すよう厚労省として指導することを求めたが、厚労省は、「一労使関係に介入することは適切でない。団交に応じない、または不誠実な団交姿勢であるなら、労働委員会制度がある」との対応だったと報告。「憲法違反、条約違反を放置し、『労使関係の問題だ』として労使にゆだねるのは、行政の責任放棄である。ILO から 4 次勧告が出るようでは日本の恥の上塗りになる。働く者の権利、個人の尊厳を守るためにも憲法を生かす政治が求められる。そうした社会にするためにも早期解決に全力を注ぎたい」と述べました。